

No		商品名	規格単位	一般名	薬価	会社名	薬効	注意事項
1	内	ウプトラビ錠小児用 0.05mg	0.05mg1錠	セレキシバグ錠	443.50	日本新薬	その他の循環器官用薬(肺動脈性肺高血圧症)	新医薬品に係る投薬期間制限(14 日間を限度とする。)は適用されないもの
2	内	ゼボジアカプセル 0.92mg	0.92mg1カプセル	オザニモド塩酸塩カプセル	4,792.80	BMS	その他の消化器官用薬(中等症から重症の潰瘍性大腸炎の治療(既存治療で効果不十分な場合に限る))	① 本製剤の効能又は効果に関連する注意において「過去の治療において、他の薬物療法(5-アミノサリチル酸製剤、ステロイド等)で適切な治療を行っても、疾患に起因する明らかな臨床症状が残る場合に本剤を投与すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。 ② 本製剤の用法・用量は、「通常、成人にはオザニモドとして1～4日目は0.23mg、5～7日目は0.46mg、8日目以降は0.92mg を1日1回経口投与する。」とされているが、1日目から7日目までの分を1包装としたゼボジアカプセルスターターパックについては、原則、パックの形態で1回で処方されるものであるため、0.23mg カプセル及び0.46mg カプセルの区別なく、本製剤(スターターパック1包装分)の薬価を1日分の額に換算して、以下に示す例を参考に請求を行うこと。 例) ゼボジアカプセルスターターパック 1カプセル 1日1回 7日分
		ゼボジアカプセル スターターパック	1シート	オザニモド塩酸塩シート	12,313.30	BMS		
3	内	ブルキンザカプセル 80mg	80mg1カプセル	ザヌブルチニブカプセル	6,636.10	BeiGene	その他の腫瘍用薬(慢性リンパ性白血病(小リンパ球性リンパ腫を含む)、原発性マクログロブリン血症及びリンパ形質細胞リンパ腫)	
4	注	ブリービアクト静注 25mg	25mg2.5mL1瓶	ブリーバラセタム注射液	2,450.00	UCB	抗てんかん剤(一時的に経口投与ができない患者における、下記の治療に対するブリーバラセタム経口製剤の代替療法てんかん患者の部分発作(二次性全般化発作を含む))	
5	注	クアルソディ髄注 100mg	100mg15mL1瓶	トフェルセン注射液	2,788,883.00	バイオジェン	その他の中枢神経系用薬(SOD1 遺伝子変異を有する筋萎縮性側索硬化症における機能障害の進行抑制)	本製剤の効能又は効果に関連する注意において「臨床試験に組み入れられた患者のSOD1 遺伝子変異の種類、疾患進行速度等の背景及び試験結果を熟知し、本剤の有効性及び安全性を十分に理解した上で、適応患者の選択を行うこと。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

No		商品名	規格単位	一般名	薬価	会社名	薬効	注意事項
6	注	ファセンラ皮下注 30mgペン	30mg1mL1キット	ベンラリズマブ(遺伝子組換え)キット (2)	351,731.00	アストラゼネカ	その他の呼吸器官用薬(気管支喘息(既存治療によっても喘息症状をコントロールできない難治の患者に限る)、既存治療で効果不十分な好酸球性多発血管炎性肉芽腫症)	① 本製剤の自己注射は4週間を超える間隔で投与する場合は認められないこと。 ② 本製剤はベンラリズマブ製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科点数表」という。)区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。また、好酸球性多発血管炎性肉芽腫症の患者に対して用いた場合に限り算定できるものであること。 ③ 本製剤は針付注入器一体型のキットであるので、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。 ④ ファセンラ皮下注30mg ペンは、既に薬価収載後1年以上経過している「ファセンラ皮下注30mg シリンジ」(以下「既収載品」という。)と有効成分が同一であり、今般、既収載品において好酸球性多発血管炎性肉芽腫症に係る効能・効果及び用法・用量が追加されたことに合わせ、当該用法・用量に必要な製剤として承認された医薬品であることから、揭示事項等告示第10第2号(一)に規定する新医薬品に係る投薬期間制限(14日間を限度とする。)は適用されないものであること。
7	注	ゼップバウンド皮下注2.5mgアテオス	2.5mg0.5mL1キット	チルゼパチドキット(2)	3,067.00	リリー＝田辺三菱	その他のホルモン剤(抗ホルモン剤を含む。)(肥満症ただし、高血圧、脂質異常症又は2型糖尿病のいずれかを有し、食事療法・運動療法を行っても十分な効果が得られず、以下に該当する場合に限る。 ・BMIが27kg/m ² 以上であり、2つ以上の肥満に関連する健康障害を有する ・BMI が35kg/m ² 以上)	① 本製剤はグルコース依存性インスリン分泌刺激ポリペプチド受容体アゴニスト及びグルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニストであり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科点数表」という。)区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。 ② 本製剤は注入器一体型のキットであるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算は算定できないものであること。
		ゼップバウンド皮下注5mgアテオス	5mg0.5mL1キット	チルゼパチドキット(2)	5,797.00	リリー＝田辺三菱		
		ゼップバウンド皮下注7.5mgアテオス	7.5mg0.5mL1キット	チルゼパチドキット(2)	7,721.00	リリー＝田辺三菱		
		ゼップバウンド皮下注10mgアテオス	10mg0.5mL1キット	チルゼパチドキット(2)	8,999.00	リリー＝田辺三菱		
		ゼップバウンド皮下注12.5mgアテオス	12.5mg0.5mL1キット	チルゼパチドキット(2)	10,180.00	リリー＝田辺三菱		
		ゼップバウンド皮下注15mgアテオス	15mg0.5mL1キット	チルゼパチドキット(2)	11,242.00	リリー＝田辺三菱		

No		商品名	規格単位	一般名	薬価	会社名	薬効	注意事項
8	注	ダトロウェイ点滴静注用100mg	100mg1瓶	ダトポタマブ デルクステカン(遺伝子組換え)注射用	311,990.00	第一三共	その他の腫瘍用薬(化学療法歴のあるホルモン受容体陽性かつHER2陰性の手術不能又は再発乳癌)	① 本製剤の効能・効果は「化学療法歴のあるホルモン受容体陽性かつHER2 陰性の手術不能又は再発乳癌」であることから、ホルモン受容体陽性及びHER2 陰性を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書に記載すること。なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず当該検査の実施年月日を記載すること。 ② 本剤の効能又は効果に関連する注意において、「アントラサイクリン系抗悪性腫瘍剤又はタキサン系抗悪性腫瘍剤による治療歴のある患者を対象とすること。」とされているので、過去に実施したアントラサイクリン系抗悪性腫瘍剤又はタキサン系抗悪性腫瘍剤による治療歴を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
9	注	テクベイリ皮下注30mg	30mg3mL1瓶	テクリスタマブ(遺伝子組換え)注射液	216,930.00	ヤンセン	その他の腫瘍用薬(再発又は難治性の多発性骨髄腫(標準的な治療が困難な場合に限る))	本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「本剤による治療は、免疫調節薬、プロテアソーム阻害剤及び抗CD38 モノクローナル抗体製剤を含む少なくとも3つの標準的な治療が無効又は治療後に再発した患者を対象とすること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。
		テクベイリ皮下注153mg	153mg1.7mL1瓶	テクリスタマブ(遺伝子組換え)注射液	1,081,023.00	ヤンセン		
10	注	ルンスミオ点滴静注1mg	1mg1mL1瓶	モスネツズマブ(遺伝子組換え)注射液	83,717.00	中外	その他の腫瘍用薬(再発又は難治性の濾胞性リンパ腫)	本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「本剤による治療は、抗CD20 モノクローナル抗体製剤を含む少なくとも2つの標準的な治療が無効又は治療後に再発した患者を対象とすること。」及び「十分な経験を有する病理医により、Grade1～3A と診断された患者に投与すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。
11	注	ヒムペブジ皮下注150mgペン	150mg1mL1キット	マルスタシマブ(遺伝子組換え)キット	883,108.00	ファイザー	血液製剤類(血液凝固第VIII因子又は第IX因子に対するインヒビターを保有しない先天性血友病患者における出血傾向の抑制)	① 本製剤はマルスタシマブ製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、診療報酬の算定方法(平成20 年厚生労働省告示第59 号)別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科点数表」という。)区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。 ② 本製剤は針付注入器一体型のキットであるので、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。